

指定棚田地域振興活動計画

活動組織名称：大泊町棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

大泊棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止

令和6年度末まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。(新規取組)

・担い手の確保

令和6年度末までに農家、非農家を問わず地元在住や出身者を中心とした若年層へ農業技術の伝承を行い、50歳以下で農業に取り組む人数を0人から3人に増加させる。(新規取組)

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和6年度末までに棚田米のブランド化を図り、直接販売で600kg以上を販売する。(新規取組)

・自然環境の保全・活用

令和6年度末までに鳥獣被害防止用の電気柵設置距離を6kmから7kmに延長する。

・良好な景観の形成

令和6年度末までに休耕田50aに菜の花などを植栽する。(新規取組)

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナー制度の導入を検討し、令和6年度末までに棚田オーナーを5組とする。(新規取組)

小中学生等を対象とした農業体験会(田植え、稲刈り)を年間2回開催し、年間10人の参加者を確保する。(新規取組)

・棚田を観光資源とした地域振興

令和6年度末までにホームページの開設やSNSなどを活用し、棚田を含めた地域の情報や魅力の発信や案内看板を整備する。(新規取組)

令和6年度末までに観光農園として休耕田500㎡にサツマイモ等を作付けし、年間40人を誘客する。(新規取組)

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和6年度末までに地元女性会と協力し、棚田米を活用した加工食品3品以上を開発し、販売する。(新規取組)

3 計画期間

認定の月から～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止

「いしかわ農村ボランティア制度」等を活用しながら、耕作放棄地を維持する。

- ・担い手の確保

農家、非農家を問わず地元在住や出身者を中心とした若年層から地域行事などを通して農業に関心のある者に農業技術の伝承を行い、担い手の確保を促進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

パッケージを作成するなど棚田米のブランド化を図るとともに、近隣で開催される朝市や地区内にあるPAなど棚田米の販路を拡大する。

- ・自然環境の保全・活用

電気柵設置距離を延長し、鳥獣被害を減少させる。

- ・良好な景観の形成

休耕田に菜の花などを植栽し、良好な景観を確保する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナー制度などを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

小中学生等を対象とした農業体験会（田植え、稲刈り）など、豊かな自然環境を活用して農業への関心を高める。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

ホームページの開設やSNSなどを活用し、棚田を含めた地域の情報や魅力の発信や案内看板を整備するなど、観光客へのPRや受入体制を整備する。

休耕田を畑地とし、観光農園として観光客を誘客する。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

棚田米を活用した加工食品を開発・製造・販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の大泊町棚田協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

大泊町棚田協議会は農業者、町内会、青年団、老人会、石川県、七尾市で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項